

## 平成14年12月20日(金曜日)第4回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	光位清	生活環境主幹
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成14年12月20日(金)

午前10時25分開議

再開

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認第 3号  | 平成13年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について              |
| " 2   | 認第 4号  | 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| " 3   | 認第 5号  | 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| " 4   | 認第 6号  | 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| " 5   | 認第 7号  | 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| " 6   | 認第 8号  | 平成13年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| " 7   | 認第 9号  | 平成13年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| " 8   | 認第 10号 | 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| " 9   | 認第 11号 | 平成13年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について |
| " 10  | 議第 68号 | 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)                  |
| " 11  | 議第 69号 | 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)       |
| " 12  | 議第 70号 | 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)           |
| " 13  | 議第 71号 | 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)            |
| " 14  | 議第 72号 | 平成14年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)              |
| " 15  | 議第 73号 | 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)              |
| " 16  | 議第 74号 | 平成14年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)               |
| " 17  | 議第 75号 | 平成14年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)                |
| " 18  | 議第 76号 | 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について         |
| " 19  | 議第 77号 | 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について              |
| " 20  | 議第 78号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について          |
| " 21  | 議第 79号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について             |
| " 22  | 議第 80号 | 寒河江市都市計画税条例の一部改正について                     |
| " 23  | 議第 81号 | 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について                   |
| " 24  | 議第 82号 | 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について              |
| " 25  | 議第 83号 | 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について      |
| " 26  | 議第 84号 | 寒河江市水道給水条例の一部改正について                      |
| " 27  | 議第 85号 | 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について             |
| " 28  | 議第 86号 | 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について                   |
| " 29  | 議第 87号 | 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締        |

結について

- ” 30 議第 88号 字の区域及び名称の変更について
  - ” 31 請願第11号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を  
求める意見書提出を求める請願
  - ” 32 請願第12号 基礎年金国庫負担引き上げを求める意見書提出を求める請願
  - ” 33 請願第13号 WTO農業交渉等に関する請願
  - ” 34 陳情第 1号 法務局職員の増員に関する陳情
  - ” 35 委員会審査の経過並びに結果報告
    - (1) 総務委員長報告
    - (2) 文教経済委員長報告
    - (3) 厚生委員長報告
    - (4) 建設委員長報告
    - (5) 予算特別委員長報告
    - (6) 決算特別委員長報告
  - ” 36 質疑、討論、採決
  - ” 37 議案第14号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇  
を求める意見書の提出について
  - ” 38 議案第15号 WTO農業交渉等に関する意見書の提出について
  - ” 39 議案説明
  - ” 40 委員会付託
  - ” 41 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の削除

議案第14号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求め  
る意見書の提出について

再 開 午前 10 時 25 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、12月3日及び12月20日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、認第 3 号から日程第 34、陳情第 1 号までの 34 案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 35、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 76 号、議第 77 号、議第 78 号、議第 79 号、議第 80 号、議第 86 号、議第 88 号、陳情第 1 号の 8 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 76 号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 77 号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 78 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 79 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 80 号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、都市計画区域が新たに拡大になった中で、そのうち用途区域の面積はどのくらいかとの問いがあり、当局より、拡大部分での用途地域は全部で 112.2 ヘクタールになります。その内訳は、工業団地再拡張地区 57.4 ヘクタール、陵東中学校周辺地区 3.4 ヘクタール、赤田地区 3.0 ヘクタール、横道地区 8.3 ヘクタール、本楯地区 40.1 ヘクタール、合計 112.2 ヘクタールですとの答弁がありました。

議第 80 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 86 号西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 88 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号法務局職員の増員に関する陳情についてを議題とし、担当書記の陳情書の朗読の後、質疑意見等に入りました。主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より、陳情趣旨は願意妥当と思われるので、採決すべきものと思うとの意見がありました。

委員より、現在の社会情勢を考えたときに、どこの会社でも大変な苦勞をしております。法務局職員だけを



増員するのは無理があり、増員すべきでないと思うし、この陳情は不採択すべきものと思うとの意見がありました。

陳情第1号については、ほかに御報告するほどの質疑意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第 11 号、請願第 13 号の 2 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第 11 号パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。主な質疑意見について申し上げます。

委員より、経営者側から見ると相当負担になるものであり、継続して審査をお願いしたいとの意見がありました。

委員より、経営者の立場からだけではなく、国民全体の問題として考える必要があるのではないか。経済産業省でもパートの問題、季節労働の問題を改善しなければならないという方向で動きつつあり、その流れの中で出てきたものであるとの意見がありました。

委員より、パート労働者、臨時職員がどこでもふえており、そこで働く人の身分というものを制度として確立する必要があり、願意妥当と思うとの意見がありました。

委員より、継続審査の要求がありましたので、まず継続審査についての採決の結果、少数で否決されました。

請願第 11 号は、質疑意見を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第 13 号 W T O 農業交渉などに関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑意見もなく、質疑意見などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 13 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 71 号、議第 72 号、議第 73 号、議第 74 号、議第 81 号、議第 85 号、請願第 12 号の 7 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 71 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、診療報酬が下がったのに保険給付費が増額になるということだが、例年から見ると増加しているのかとの問いがあり、当局より、前年と比較しますと、件数、額とも増加しており、国保連合会でも診療報酬の減により下がる見込みをしておりましたが、予期しなかった状況だということですのでの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 71 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 72 号平成 14 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、議第 72 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 73 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 73 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 74 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 74 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 81 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今回廃止になる給与所得特別控除の対象者はどれくらいかとの問いがあり、当局より、現下の景気動向や、公共事業などの動きにも起因するところが大きいので、実際的にどの程度の影響があるかについては、現段階では把握できておりませんとの答弁がありました。

また委員より、附則第 5 項、第 6 項の譲渡所得の特別控除については、これまでの現況はどうだったのかとの問いがあり、当局より、譲渡所得の特別控除については、これまで国保税では適用ならなかったのですが、これが適用になると該当者は軽減されることとなりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 81 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 85 号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、議第 85 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 12 号基礎年金国庫負担引き上げを求める意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記によ

る請願文書の朗読の後、審査に入りました。主な意見等について申し上げます。

委員より、国民年金受給者は、額が低くて年金で暮らしを立てていくのは大変難しい状況にあり、年金で最低限度の生活ができるよう保障すべきで、この請願に賛成ですとの意見がありました。

また委員より、現在この内容については、政府でも社会保障協議会の中で検討している状況なので、この流れを見守るべきとの意見がありました。

途中一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第 12 号は今後さらに慎重に検討すべきであるとの意見が多数であり、継続審査に付すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託なりました案件は、議第 69 号、議第 70 号、議第 75 号、議第 82 号、議第 83 号、議第 84 号及び議第 87 号の 7 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 69 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 70 号平成 14 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、醍醐、平塩地区が後年度に整備していくような方向を出しているが、平成 8 年度の公共下水道整備計画からいくとどの程度おけているのかとの問いがあり、当局より、醍醐、平塩地区は計画書でも平成 14 年度以降という表現になっております。三泉をやって、醍醐と平塩は、醍醐と同じ色染めになっているので、計画に沿って進めていきたい。私どもとしてはほぼ予定通りと考えておりますとの答弁を得ております。

委員より、下水道工事のピーク時には、1 人当たり何カ所の工事箇所を持っているのか。職員に無理がかかっているのかとの問いがあり、当局より、平均すると 1 人 14 から 15 カ所になります。集中しないように早目早目の発注をし、また月に 2 回程度の現場代理人会議で、安全管理の面や作業内容などの話し合いを行い、地区単位に現場を回ったりするなど、負担がかからないよう工夫をしていますとの答弁を得ております。

議第 70 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 75 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、木の沢配水池はステンレス水槽ということだが大丈夫なのか。地元企業が受注を受けられるのかとの問いがあり、当局より、ステンレスのよいところはさびないということと、コンクリートに比べ維持管理費が軽減されます。また、自重が非常に軽く、構造的に強いということで全国的に使われています。配水池は特殊な内容ですので、計画にあった経験のある業者に発注していくことになると思います。地元は難しいと思いますとの答弁を得ております。

委員より、活断層にかかわる補助金の採択用件は何か。この補助金は配水池にしか該当しないのかとの問いがあり、当局より、山形盆地の活断層が公表されたことにより、地震、災害のおそれがある地域に該当になったことで、補助対象になりました。補助金は配水池とそれに附属するものということで、本市の場合は、配水池とそれに附属する排水管の幹線が対象になりますとの答弁を得ております。

議第 75 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 82 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 83 号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 84 号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、簡易専用水道の設置箇所はどれくらいあるのかとの問いがあり、当局より、これまで管轄していた保健所からは、市内に 37 カ所あると聞いておりますとの答弁を得ております。

議第 84 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 87 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会の審査と経過並びに結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12 月 6 日午前 10 時 45 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 68 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

議第 68 号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りました。主な質疑を申し上げます。

一つ、諸収入の開発公社派遣職員人件費の減額理由について。一つ、諸証明等自動交付機の設置箇所等について。一つ、13 節、15 節の予算提案の仕方及び改善について。一つ、除雪を発動する際の基準の改善及び発動を発令する判断について。一つ、市道で出勤の要請がないと除雪に出ない距離数及びその区分けについて。一つ、私道の除雪体制について。一つ、寒河江西村山安全安心緊急対策本部のこれまでの経過と今後について。一つ、都市緑化フェア全体の支出についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 12 月 20 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 68 号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 68 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2 番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12 月 18 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 22 名中 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 3 号、認第 4 号、認第 5 号、認第 6 号、認第 7 号、認第 8 号、認第 9 号、認第 10 号及び認第 11 号の 9 案件であります。

9 案件を一括議題とし、議案説明の後に、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 3 号平成 13 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、建物貸付料の収入未済額について。一つ、緊急通報装置の価格、本人負担、利用状況について。一つ、健康づくり事業の実施地区、実施内容、効果について。一つ、ごみの不法投棄の状況と対応について。一つ、駅前の土壤汚染対策の現状について。一つ、公債比率の算出について。一つ、標準財政規模の数値について。一つ、第三者市民による市の事業を評価する組織の必要性について。一つ、農業者年金の状況について。一つ、中央 2 期地区農面農道整備事業の事業内容及び中央地区農面農道整備事業の路線について。一つ、チェリークア・パークがどういう状況か。今後どうするのか。買い戻し特約の期限が来ることについてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁なされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 3 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 4 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 4 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 5 号平成 13 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、受益者負担金、分担金の告示、賦課の時期などについて。一つ、チェリークア・パークの受益者負担金の告示がおくれた理由について。一つ、民活エリア全体の賦課・徴収について。一つ、特環事業との整合性についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 5 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 6 号平成 13 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 7 号平成 13 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を申し上げます。

一つ、国民健康保険税の収入未済額で、翌年に収入なるものと不納欠損額の分析について。一つ、レセプトの手数料についての質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 7 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 8 号平成 13 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 8 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。



次に、認第 9 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 9 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 10 号平成 13 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を申しあげます。

一つ、痴呆症を認定するソフトの欠陥を埋める努力についての質疑に対し、当局より答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 10 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 11 号平成 13 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 36、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 3 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 3 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 4 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 4 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 5 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 5 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 6 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 9 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 9 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 10 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 10 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 10 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 11 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 11 号は原案のとおり認定することに決しました。

議第 68 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 68 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 68 号は原案のとおり可決されました。

議第 69 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 69 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 69 号は原案のとおり可決されました。

議第 70 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 70 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 70 号は原案のとおり可決されました。

議第 71 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 71 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 71 号は原案のとおり可決されました。

議第 72 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 72 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 72 号は原案のとおり可決されました。

議第 73 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 73 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 73 号は原案のとおり可決されました。

議第 74 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 74 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 74 号は原案のとおり可決されました。

議第 75 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 75 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 75 号は原案のとおり可決されました。

議第 76 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 76 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 76 号は原案のとおり可決されました。

議第 77 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 77 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 77 号は原案のとおり可決されました。

議第 78 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 78 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 78 号は原案のとおり可決されました。

議第 79 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 79 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 79 号は原案のとおり可決されました。

議第 80 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 80 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 80 号は原案のとおり可決されました。

議第 81 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 81 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 81 号は原案のとおり可決されました。

議第 82 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 82 号を採決いたします。



本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 82 号は原案のとおり可決されました。

議第 83 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 83 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 83 号は原案のとおり可決されました。

議第 84 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 84 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 84 号は原案のとおり可決されました。

議第 85 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 85 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 85 号は原案のとおり可決されました。

議第 86 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 86 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 86 号は原案のとおり可決されました。

議第 87 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 87 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 87 号は原案のとおり可決されました。

議第 88 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 88 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 88 号は原案のとおり可決されました。

請願第 11 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第 11 号を採決いたします。内藤議員。

内藤 明議員 議長にお願いをしますが、採決の方法であります、無記名投票によって採決されることを望むものであります。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより、請願第 11 号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 23 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼と出席議員の確認を命じます。事務局長。

〔点 呼〕

安孫子勝一事務局長 それでは、私から点呼を申し上げます。

2 番松田 孝議員。3 番猪倉謙太郎議員。4 番石川忠義議員。5 番荒木春吉議員。6 番安孫子市美夫議員。7 番柏倉信一議員。8 番鈴木賢也議員。9 番伊藤忠男議員。10 番高橋秀治議員。11 番高橋勝文議員。12 番渡辺成也議員。13 番新宮征一議員。14 番佐藤頼男議員。15 番伊藤 諭議員。16 番佐藤暘子議員。17 番川越孝男議員。18 番内藤 明議員。19 番松田伸一議員。20 番那須 稔議員。21 番佐竹敬一議員。22 番遠藤聖作議員。23 番伊藤昭二郎議員。24 番井上勝・議員。

以上です。

佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番荒木春吉議員、10 番高橋秀治議員、15 番伊藤 諭議員を指名いたします。

〔開 票〕

開票の結果を報告いたします。

投票総数 23 票、これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

賛成 8 票

反対 15 票

以上のとおり、賛成が少数であります。よって、請願第 11 号は不採択とすることに決しました。

請願第 12 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第 12 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第 12 号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、請願第 12 号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第 13 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第 13 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 13 号は採択することに決しました。

陳情第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時41分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の削除

佐藤 清議長 ただいま、本日 12 月 20 日、遠藤聖作議員から提出された議会案第 14 号について、撤回したい旨の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

お諮りいたします。

日程第 37、議会案第 14 号は議事日程から削除することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議事日程第 37、議会案第 14 号は議事日程から削除することに決しました。

議会案上程

佐藤 清議長 日程第 38、議会案第 15 号を議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 15 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。



## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 40、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 15 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第 15 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより、議会議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

閉 会

午前 11 時 43 分

佐藤 清議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。  
これにて平成 14 年第 4 回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 松田 孝

同 上 佐藤 穎男